

## 5. 訪問時期

- 対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間とするが、対象家庭の事情を最優先するとともに、状況に応じて適切な時期を決定すること。

### 【千葉県習志野市（母子保健推進員が訪問）の場合】

- 母子の1か月健診の結果が聞ける、新生児訪問（希望者及びハイリスク対象に別途生後40日以内に助産師が実施）後の状況を確認できる、子どもがいる生活に母親が少し慣れてくる等の理由から、生後2か月頃に実施している。

### 【神戸市（保健師・助産師が訪問）の場合】

- 新生児訪問指導であるため、生後28日以内に1回としているが、生後28日を経過して出生連絡票の提出があった者や、養育上必要がある者等は生後28日以降に実施している。

### 【埼玉県鶴ヶ島市（保健師と育児支援家庭訪問員（市指定）が訪問）の場合】

- 第1子 —— 生後2か月頃（保健師が実施）
- 第2子以降 — 生後4か月まで（育児支援家庭訪問員が実施）

## 6. 訪問者のリクルート

- 訪問者は、地域の実情に応じて保健師、助産師、看護師の他、母子保健推進員、児童委員、母親クラブ、愛育班員、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し登用すること。

【神戸市（保健師・助産師が実施）の場合】

- 保健師・助産師を非常勤で約70名採用。
- 広報等で採用募集を行い、職歴、訪問の経験、地域の実情の理解等について面接を実施し、採用の可否を決定している。
- 医療機関の助産師等が地域や家庭を知るために応募してくることも多い。

【千葉県習志野市（母子保健推進員が実施）の場合】

- 市長が委嘱。公募はしておらず、地域からの推薦及び任期を終える者が後任を推薦する等により決定。
- 30～70歳の育児経験のある女性30名で構成している。
- 3年任期、任期更新し、上限の70歳まで続ける場合が多い。

【埼玉県蓮田市（愛育班員が実施）の場合】

- 愛育会の役員すべてを市の母子保健推進員として市長が委嘱しており、平成18年度に母子保健推進員として委嘱されている愛育班員は150名。任期は1年。
- 20～30歳台の子育て中の母親を中心に、地区ごとに愛育班員を選出している。親子で代々愛育班員として活動しているケースや、訪問が助けになった体験から今度は自分が訪問したいとの希望で愛育会班員となるケースが複数ある。

## 7. 訪問者の研修

- 受講者の職種、背景を踏まえた内容とすること。
- 研修内容の標準化を図り、また、後日参照できるよう研修用テキスト等を作成すること。
- 訪問の主な目的は、母親の訴えにじっくり耳を傾け話を聞くこと、情報提供することであることを明確に伝えること。特に、訪問に当たっては、個人の価値観、子育て観を押しつけないという内容を含むこと。
- 個人情報保護に関する内容を含むこと。

- 家庭訪問の実際を疑似体験するためにロールプレイングを取り入れる等研修方法を創意工夫すること。
- 可能な限り、実際の訪問に同行するなどを取り入れること。
- 訪問者同士が互いの体験を共有し、自己研鑽のための場を作ること。

【習志野市（母子保健推進員）の場合】

- 保健師がオリエンテーションを実施
- 保健師及び先輩母子保健推進員の家庭訪問への同行
- 保健師等と合同の研修会を年に数回開催、情報交換及び専門家の講義等を実施

【神戸市（保健師・助産師が実施）の場合】

- 地区担当保健師が実施要綱及び市が作成した「子育て支援マニュアル」に沿ってオリエンテーションを実施
- 「子育て支援マニュアル」の主な構成は以下のとおり
  - ・ 保健分野における子育て支援・児童虐待の早期発見と予防
  - ・ 各母子保健事業における観察ポイント（10. リスクアセスメントの項に記載）及び留意点
- 訪問の際は、個人的経験に基づく指導ではなく、市作成の「すくすくハンドブック」に沿った説明をすることや、守秘義務、訪問時のあいさつ、感染防止対策等の留意点について説明
- 常勤保健師の家庭訪問への同行を必ず実施
- 1～2か月に一度連絡会を開催、事例報告や情報交換等を実施
- 子どもと家族に関する様々なテーマ（例：「発達障害」、「虐待予防」等）で年に1回から数回研修会を実施。

## 8. 訪問時に提供する書類等

- 各市町村で実施している子育て支援プログラム（地域子育て支援拠点事業（つどいの広場事業、子育て支援センター事業）、児童館、保育所、育児支援家庭訪問事業、ファミリー・サポート・センター事業、その他）の案内等
- 乳幼児健診・予防接種の受診票
- 育児相談窓口の案内等

### 【千葉県習志野市（母子保健推進員が訪問）の場合】

- 「すこやか習志野っ子（習志野市子育てファイル）」（市の子育て支援事業の内容、スケジュール、あかちゃんの発達、離乳食の進め方、歯の磨き方、乳幼児医療費助成、児童手当、予防接種予診票、4か月児健康相談等の案内）
- 喫煙防止パンフレット

### 【三重県いなべ市（保健師が訪問）の場合】

- 「ブックスタート事業」の案内（生後6か月時に「ブックスタート事業」を実施）
- 子育て支援センターの機関誌最新号、「子育てマップ」

### 【群馬県藤岡市（母子保健推進員が訪問）の場合】

- 産後アンケート（授乳方法、対象児が泣いたときの気持ち、対象児に対する家族の思い、心配なこと、相談したいことについての記述式アンケート、訪問時母親がその場で記入）
- 「3か月児健康診査のおすすめ」

## 9. 訪問の内容

- 訪問者の職種、背景に応じた訪問内容とすること。
- 訪問の際は、親子の状態を最優先に考慮しながら話を進めるとともに、受動的な対応を心がけること。母親の体調の状況等によっては再訪問も考慮すること。
- 様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況、家族からの支援状況、養育環境等を把握し助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供に結びつけること。
- 母子健康手帳任意記載部分や、各地域において作成している子育て支援に関するハンドブック、パンフレット等を活用し、母親が訴えた悩みや不安に関係する情報の提供や助言を行うこと。
- 訪問結果を記録する様式を作成し、訪問者は訪問結果を記録し、担当者に報告すること。

### 【千葉県習志野市（母子保健推進員が訪問）の場合】

- 市で作成している「すこやか習志野っ子—習志野市子育てファイル」を持参し、市の子育て支援事業の紹介や乳児健診、予防接種の受診勧奨等を行う。
- 訪問時に「母子保健推進員訪問カード（参考資料参照）」を持参し、母親の生活状況や子どもの様子、支援の状況等を項目に沿って、母親に質問しながら、母親の訴えに耳を傾け、適宜アドバイスする。
- 訪問時間は30分～1時間程度。
- 母乳のトラブル等専門知識を要する質問については、保健師に相談するよう伝え、直接回答しないよう留意している。

【神戸市（保健師・助産師が実施）の場合】

- 母子健康手帳交付時に配布した「神戸っ子すくすくハンドブック」に沿って行う。
- 母親の妊娠時の状況、妊娠既往及び既往症、出産の経過及び状況を質問し、必要な助言・指導を行う。
- 児について、身長、体重、胸囲、頭囲の計測を行うとともに、発育・発達状況、栄養、育児状況、生活状況を質問し、必要な助言・指導を行う。
- 母の職業や家族関係等について質問し、必要な助言・指導を行う。
- その他、観察ポイント（リスクアセスメントの項参照）を念頭に置いて母親の悩みや不安等について耳を傾け、必要な助言・指導を行う。
- 訪問時間は1時間程度

【三重県いなべ市（保健師が訪問）の場合】

- 健康票に基づく母子の健康・育成状況の把握
- 母親への質問票、EPDS（エジンバラ産後うつ尺度）、子どもへの気持ち質問票を用い、妊娠出産時の状況、家族関係や子どもに対する気持ちなど、母親の精神面の把握
- （把握した情報を参考に）育児の悩み・不安・思い等に傾聴しながら健康・発育・育児環境に問題を有するケースに対する助言指導
- 市の子育て支援施策の説明と参加勧奨
- 予防接種他母子保健施策の説明と受診勧奨
- 訪問時間は1時間程度

## 10. リスクアセスメント

- 訪問の際、リスクアセスメントとして実施する子どもの様子や母親の言動、家庭の様子等についての観察は、研修時に周知徹底すること。
- リスクアセスメントの内容は、訪問者の職種、背景に合わせたものとする。
- 市町村担当保健師は、訪問結果を受けて総合的にリスクアセスメントを行い、その結果を踏まえてケース検討会議の開催等必要な措置を講じること。

### 【千葉県習志野市（母子保健推進員が訪問）の場合】

「母子保健推進員訪問カード」に以下の項目を含め、母親に直接聞くとともに、訪問終了後カードに全て記録し、地区担当保健師に報告している。

- ・ 医療機関の産後（生後）1か月健診の受診状況とその際おかあさんが気になったこと
- ・ 訪問時のあかちゃんの様子（例：母乳をよく飲む元気な赤ちゃんだった）
- ・ 栄養（母乳・混合・ミルク）
- ・ 家族で喫煙する人、分煙の状況
- ・ おかあさんの身体と心の具合（妊娠中、出産後）
- ・ 産後の支援（例：実家に2か月帰っていた、1か月義母が手伝いに来てくれた等）
- ・ 訪問時のお母さんの様子（例：楽しそうに育児をしていた、ぐずることが多く疲れている様子等）
- ・ おかあさんの起床時間、就寝時間、朝食の摂取状況
- ・ 産後、健診以外での医療機関の受診状況
- ・ その他心配事、おかあさんから相談を受けたこと

【神戸市（保健師・助産師が訪問）の場合】

下記の項目を保健師・助産師による訪問の際の観察ポイントとして「子育て支援マニュアル」の中で示し研修で伝え、訪問者はこれらを念頭に置いて訪問を実施しリスクアセスメントを行っている。

乳児の観察ポイント

- ・ 皮膚・頭皮が汚れている
- ・ おむつかぶれがある
- ・ 体重増加不良が認められる
- ・ 不自然なあざ、外傷がある
- ・ 発達の遅れ（乳幼児訪問の場合）

母親の観察ポイント

- ・ 育児上のストレスが高い。
- ・ 授乳しない、抱かない、視線を合わせない等、関わりが少ない。
- ・ 育児が楽しめない、いやな義務と思う。
- ・ 子どものことを「期待はずれ」等という。子どもについて否定的な表現をする。
- ・ 子どもが泣くと困る、落ち着かない、イライラする。
- ・ 自制心に欠ける（例、新生児に対して叩く、怒鳴る）。
- ・ 子どもの要求を無視する。
- ・ ささいなことを繰り返し質問する。
- ・ 訴えが多い。
- ・ 母子健康手帳への保護者の記載状況が少ない。
- ・ 子どもの発達段階を把握していない。
- ・ 子どもの扱いが乱暴
- ・ 極端な自己流育児・体罰の肯定
- ・ 子どもが泣いたりしたとき、その意味を汲み取ろうとしない。
- ・ つじつまのあわないことをいう。健診などの場と違う言動。
- ・ 精神疾患があり、入退院を繰り返している。精神的に不安定
- ・ アルコール臭がある。
- ・ 非虐待歴がある。
- ・ 子どもを見せたがらない。
- ・ 訪問を拒否する。

養育環境の観察ポイント

- ・ 安全な環境づくりが配慮されていない。
- ・ 寝具・衣類などが汚れている。不潔である。
- ・ 寒さ・暑さへの配慮がなされていない。
- ・ 家屋・家具の破損がある。
- ・ 子どものおもちゃ、衣類が準備されていない。
- ・ 経済的に困窮している。
- ・ 家族関係がうまくいっていない。
- ・ 育児を援助してくれる人がいない。
- ・ 近隣との付き合いがない。地域から孤立している。



## 11. 訪問結果のとりまとめ

- 訪問者は、あらかじめ作成された訪問記録票等に訪問結果を記載し、対象者や家庭の状況について気付いたことや気がかりなこと等があれば市町村担当保健師等に報告すること。
- 市町村担当保健師等は、訪問結果を受け継続して支援が必要な家庭か否かを判断すること。
- 必要な場合は関係者によるケース検討会議等を開催し、育児支援家庭訪問事業等提供する具体的なサービスの種類や内容について決定すること。

### 【千葉県習志野市（母子保健推進員が訪問）の場合】

- 母子保健推進員は、訪問結果について「母子保健推進員訪問カード」に記録し、地区担当保健師に直接提出するとともに、口頭でも報告する。
- 地区担当保健師は、母子保健推進員からの報告により継続支援が必要と判断した家庭については、後日電話連絡や家庭訪問を実施し、継続支援を行う。

### 【神戸市（保健師・助産師が訪問）の場合】

- 訪問者は、訪問終了後に訪問内容を記録し市に提出する。
- 担当保健師が記録を確認し、要支援家庭であった場合には、家庭訪問を実施し、継続支援を行う。

## 12. その他

- 訪問の同意が得られないケースについては、訪問時期に再度市町村担当保健師より電話等で訪問について説明し、意向を確認することとし、必要に応じ、本事業の実施に代えて新生児訪問指導の対象とする等適切な措置をとること。
- 訪問の調整をしても留守の場合には不在票を残し、後日再度訪問する等対応を取り決めること。
- 里帰り出産については、出生届の際等に帰宅予定時期を確認するとともに、新生児訪問指導と同様に、住所地以外で過ごす産婦については、現在地において訪問が適切に行われるよう市町村相互の連携を図るようすること。
- 訪問先は対象家庭の居宅を基本とするが、対象乳児や母親が長期入院している場合等は医療機関との連携を図りながら保健師が訪問するなど対象の状況に応じて対応すること。

### 【三重県いなべ市（保健師が訪問）の場合】

- これまでに拒否されたケースとその後の対応
- (1) 引っ越しが間近で忙しい
  - 市内の転居については引っ越し後に日時を決めて訪問する。
- (2) 3人目で勝手が分かっているので大丈夫
  - 事情を説明して再度訪問の依頼を行う（多くはこれを受け入れる）。それでも拒否された場合は、対象乳児の兄弟の多くが保育所に入所しているため、家庭の状況を担任保育士等に確認してからその後の対応を判断している。
- (3) 仕事に復帰しているので時間が取れない
  - 訪問の時間を、母親の平日の帰宅後や勤務の休日に設定する。